

令和 4 年度 【 学園研究費助成金 < A > 】 研究成果報告書

学部名 現代マネジメント学部

フリガナ シバ ユカ
氏名 柴 由花

研究期間 令和 4 年度

研究課題名 公益的な団体が収益事業を行う場合の固定資産税の非課税措置について

研究組織

	氏名	学部	職位
研究代表者	柴 由花	現代マネジメント	教授
研究分担者	仲尾 育也	現代マネジメント	准教授
研究分担者			

1. 本研究開始の背景や目的等 (200 字～300 字程度で記述)

本研究の背景として、固定資産税の税収は、地方自治体の基幹税として重要な役割を果たしている。他方、固定資産税の非課税には人的非課税と物的非課税（用途非課税）とがある。後者は、一定の法人が一定の用途に固定資産を使用する場合、固定資産税は非課税とするものである。しかし、収益を目的とする有料駐車場、売店などは非課税から除かれることから紛争が少なくない。そこで、本研究では、公益を担う団体が、収益事業を行った場合の非課税措置のあり方について考察を行う。

2. 研究の推進方策 (300 字程度で記述)

本研究では、まず、固定資産税の非課税措置に関する基本的な法的仕組みを明らかにする。次いで、地方税法における固定資産税の裁判例を分析し、非課税の法的問題や解釈も問題を明らかにした。とりわけ、公益的な団体が収益事業等を行う場合の固定資産税の非課税措置について、裁判例を中心に検討を行う。

さらに、オランダにおける不動産税の非課税制度を調査、分析し、我が国の固定資産税の非課税制度への示唆を得る。

3. 研究成果の概要 (600字～800字程度で記述)

わが国の地方税法は、公益的な団体の保有する固定資産について固定資産税を非課税としている。また、一定の法人が一定の用途に固定資産を使用する場合も固定資産税を非課税としている。いずれも公益が非課税規定の基準とされているが、オランダの不動産税法は、公益を非課税規定のメルクマールとしておらず、例えば、宗教法人に対しては不動産税が非課税とされているものの、国立大学などが保有する固定資産は必ずしも非課税とされていない。

わが国の固定資産税の非課税規定は、特に、公益的な団体が収益事業を行う場合、法的な紛争が少なくない。例えば、学校法人や宗教法人が固定資産を収益目的とする有料駐車場や売店に利用した場合などは非課税から除かれるため、地方税法上、「直接」、「専ら」といった文言の解釈が問題となる。こうした要件については、当該規定の対象としている固定資産の性質や非課税規定の趣旨に沿って解釈することが望ましいと考えられる。オランダでは、不動産税における非課税規定の根拠が公益に置かれておらず、不動産税法以外の法に基づいていることから、かかる解釈の問題は少ないと思われる。わが国の固定資産税の非課税規定の根拠も、公益といった抽象的な概念ではなく、政策の実現にあるというのであれば、非課税規定の趣旨に沿って解釈することが妥当といえよう。

オランダでは、不動産税の評価は評価法(WOZ)に基づいて行われるが、非課税財産については評価額が決定されない。そこで、非課税財産についても非課税額を算定し、可視化することで、地方自治体の財政を改善し納税者間の公平を担保しようとする試みがなされている。わが国でも、固定資産税の非課税額は可視化されていないところ、公益的な団体の保有する固定資産の非課税額を可視化することは、固定資産税の課税ベースの見直しや納税者間の公平の実現に資すると考えられ、今後、検討されるべきであろう。

4. キーワード (本研究のキーワードを1項目以上8項目以内で記載)

①固定資産税	②非課税	③公益	④オランダ
⑤不動産税	⑥	⑦	⑧

5. 研究成果及び今後の展望 (公開した研究成果、今後の研究成果公開予定・方法等について記載すること。既に公開したものについては次の通り記載すること。著書は、著者名、書名、頁数、発行年月日、出版社名を記載。論文は、著書名、題名、掲載誌名、発行年、巻・号・頁を記載。学会発表は発表者名、発表標題、学会名、発表年月日を記載。著者名、発表者名が多い場合には主な者を記載し、他〇名等で省略可。発表数が多い場合には代表的なもののみ数件を記載。)

柴由花「一括分割により不動産を取得した場合における不動産取得税」『令和4年度重要判例解説』175-176頁、2023年4月発行予定、有斐閣